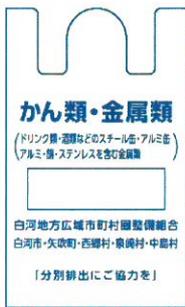


ご家庭に、旧「資源ごみ袋」は残っていませんか？

資源ごみである「かん類・金属類」「びん類」「ペットボトル」「プラスチック類」の指定袋については、平成29年4月1日より、4種類を1種類に統一した「新資源ごみ袋」を導入しておりますが、それまでご使用いただいていた「旧資源ごみ袋」も、引き続きご使用できますので、下記事項に留意のうえ無駄なくご利用ください。

旧「資源ごみ袋」も引き続き使用できます!!

かん類・金属類



小袋 30L

びん類



小袋 30L

ペットボトル



小袋 30L
大袋 45L

プラスチック類



小袋 30L
大袋 45L

使用方法

分別されていれば袋の種類は問いませんので、無駄なく消費していただけます。

例えば....「びん類」の指定袋が残っている場合



残っている
びん類の
指定袋に

- びん類のみを入れる。
- かん類・金属類のみを入れる。
- ペットボトルのみを入れる。
- プラスチック製容器包装のみを入れる。
- 紙製容器包装のみを入れる。
- 衣類等のみを入れる。



注意

使用できるのは資源物の6種類です。

- ・かん類・金属類
- ・びん類
- ・ペットボトル
- ・プラスチック製容器包装
- ・紙製容器包装
- ・衣類等

「燃えるごみ」と

「燃えないごみ」には

使用できませんので

注意してください。

地域の決められた収集日・集積所に出すことができます。